

## 国民年金保険料の免除制度

# 国民年金保険料の免除制度があります！

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

### 全額免除制度

保険料の全額 14,100円（平成19年度保険料額）が免除。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときと比べ、年金額が1/3として計算されます。

### 一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料を免除。

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成19年度保険料額）と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付 (3,530円) → 年金額1/2
- 半額納付 (7,050円) → 年金額2/3
- 4分の3納付 (10,580円) → 年金額5/6

全額免除・一部納付（一部免除）制度には、それぞれ所得の基準があり、基準の範囲内であることが必要です。（申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。）

一部納付（一部免除）制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるためご注意ください。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は「保険料免除制度」の申請をしましょう。

### 問い合わせ先

市役所市民課市民第4係 ☎24-2111（内線111）

長浜支所市民福祉課 ☎52-1111（内線33）

肱川支所市民福祉課 ☎34-2311（内線223）

河辺支所市民福祉課 ☎39-2111（内線125）

## 地域子育て支援センター

核家族化の進行や少子化社会により、子育ての悩みや育児不安をもつ人が多くなっています。このような社会環境に対応するため、地域子育て支援センターでは、育児不安の解消など、地域の子育て家庭の育児支援を行うとともに、子育てサークルなどの育成・支援を行います。

利用できる人	利用日	利用時間	事業内容
子育て家庭の保護者、児童	月～金	午前9時～午後5時	育児不安などについての相談・指導、子育てサークルなどの育成・支援、子育て関連情報の提供、講習などの実施

こうした事業は、国際ソロプチミスト大洲がチャリティイベントの収益金などから、毎年行っているもので、この日母親と二人で来ていた中川真希ちゃん（2歳）は、うさぎやパン

この春新築された大和保育所に地域子育て支援センターが併設されたことを受けて、国際ソロプチミスト大洲（近藤シゲル会長）が、少しでも子育て支援のお役に立てればと、絵本や紙芝居を同センターへ寄贈されました。



ダの描かれた真新しい絵本を小さな手でひろげ、母親と楽しそうに読んでいました。

国際ソロプチミスト大洲

新築の地域子育て支援センターに  
絵本を寄贈

# 地域づくり活動を支援します

平成18年度自治総合センター宝くじ助成事業により地域活動を実践する団体が、備品整備を行いました。

## 八多喜地区自主防災組織

### 【自主防災組織備品整備】

災害発生時の自主防災組織による情報連絡活動、初期復旧活動、救急救命活動、避難誘導活動、避難者支援活動に必要な備品の整備を行いました。

### 【整備した備品】

携帯用無線機、ラジオ、テン



ト、投光機、発電機、チェーンソー、はしご、毛布、給水タンク、炊飯器、ガスバーナー、金属食器、リヤカー、寝袋、資機材倉庫ほか

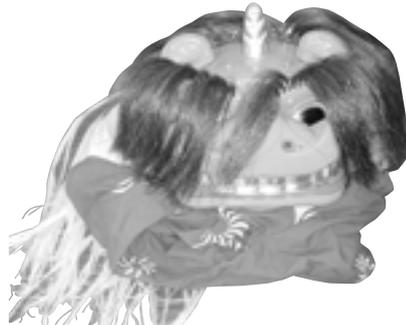
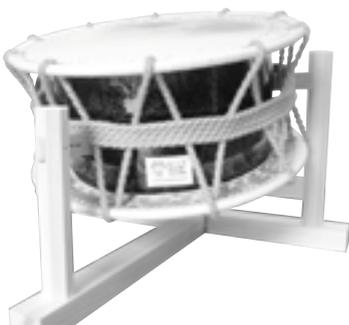
## 藤縄獅子舞保存会

### 【獅子舞備品整備】

藤縄獅子舞保存会は、藤縄地区の青少年を中心とした有志により組織され、柳沢地区秋季祭礼などで獅子舞を披露しています。太鼓など老朽化した備品を整備し、地区に残る貴重な郷土芸能の保存伝承に取り組みます。

### 【整備した備品】

太鼓、獅子頭、ゆたん、ずばん、法被、帯、面、衣装ほか



## 宝くじ助成事業とは？

自治総合センターでは、住民の行うコミュニティ活動を支援しています。

助成の対象となるのは、社会福祉、社会教育、体育、環境保護その他公益の増進などに寄与する事業で、市や各コミュニティ組織、自主防災組織などが申請できます。

この助成事業の財源には、宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入が充てられています。



宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

## 行政相談にご尽力

4月19日(木)、大洲市役所応接室で、山本敏和さん(西大洲)と辻陽子さん(大洲)に総務大臣からの感謝状が贈呈されました。

これは、今年3月末で退任されるまでの間、長年にわたり大洲市担当行政相談委員としてご尽力されたことに対して送られたものです。

また、5月16日(水)、松山市で開催された平成19年度行政相談委員全体会議において、山下一仁さん(長浜町上老松)と角田和三さん(肱川町宇和川)が総務省愛媛行政評価事務所長から感謝状を贈呈されました。

これは、住民からの行政に対する苦情や意見・要望などを受け付け、その解決や実現のために地道な活動を行ってきたことが認められたものです。



## 行政相談にご尽力

山本 敏和さん  
辻 陽子さん  
山下 一仁さん  
角田 和三さん

## 交通安全にご貢献

## 菅田保育所ごじかクラブ

5月30日(水)、松山市で開催された第46回交通安全県民大会の席上、菅田保育所ごじかクラブ(会員数・園児82人、母親53人)が、愛媛県知事表彰を受賞しました。

同クラブは、園外保育の際に、実際に信号機の見方、左右の確認の仕方、安全なバスの乗り方、正しい歩道の歩き方などを実践で教育しているほか、普段の保育所生活の中では、交通安全紙芝居や交通安全ビデオを積極的に視聴し、危険の避け方についての教育を行うなど園児の交通安全意識の向上に努められた功績により、今回の受賞となりました。

8月の「道路ふれあい月間」にあわせ、四国4県で「88クリーンウォーク四国」を開催します。早朝1時間程度の希望のコースを歩きながら清掃し、みんなで道路を快適に利用していこうというものです。

# 88クリーンウォーク四国

8月8日(水) 四国4県で開催 参加者募集

**【とき】** 8月8日(水) 午前6時から1時間程度  
※当日、台風などの警報が発令された場合は8月20日(月)に延期します。

**【コース】** 自由コース／あなたの近くの道を早朝3km程度歩きながら清掃。

モデルコース／

①にぎわいコース＝参加者は道路掃除をしながら午前7時に下記場所に集合。  
愛媛県は、松山中央公園・愛媛県武道館前(松山市市坪西町)

②道の駅コース＝四国内の「道の駅」周辺道路。  
※ただし、指定された道の駅に限ります。

③小中学生コース＝参加校が決めるコース。  
※学校単位での参加申し込みとなります。

**【その他】** 清掃用具は各自で用意してください。自由コースのごみ処理は、各自をお願いします。

**【申し込み・問い合わせ先】** 自由コース・モデルコース(コース名と集合場所)の別と、郵便番号、住所、参加代表者の氏名、参加者数、電話番号を、団体・小中学校は、団体・学校名も明記し、ハガキまたはファックスかEメールでお申し込みください。

〒760-8554 高松市サンポート2-1  
シンボルタワー 17階

「88クリーンウォーク四国」事務局

☎087-821-3510

(9時～17時、土・日・祝は除く)

FAX 087-821-3512

E-mail 88walk@skr.mlit.go.jp

申し込み受付後、参加証を送付します。

**【申し込み締め切り】** 7月25日(水) 必着

**主催** 88クリーンウォーク四国実行委員会

(NPO法人四国の道路サポータクラブ)

**共催** 四国地方幹線道路協議会(四国地方整備局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、西日本高速道路(株)四国支社、本州四国連絡高速道路(株))

**後援** 四国4県各教育委員会、  
四国4県各地方新聞社  
ほか

※詳しくは四国内にある、道の駅、高速道路SA、国土交通省各事務所、各県・市町村に配布の「88クリーンウォーク四国」パンフレットをご覧ください。



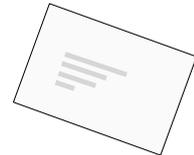
# 多重債務で苦しまないために

## ●多重債務とは

多重債務とは多くの借入先から借金を重ねて、返済が困難な状態をいいます。

## ●多重債務者に陥らないために

- ・将来の収入の見通しをたて、返済計画の立たないお金は借りない。
- ・必要以上のクレジットカードは持たない。
- ・金利や手数料、登録業者かどうかを確認し、内容を充分理解する。
- ・安易に連帯保証人にならない。
- ・取り立てに追われ、借金返済のためのあらたな借金をしない。



## ●多重債務に陥ってしまったら早めに弁護士や司法書士に相談する。

多額の債務（借金）を抱えていても、解決する方法があり（任意整理・特定調停・個人再生手続・自己破産）、債務者の収入や借金の額によって、整理方法が異なります。

消費生活センターでは、その方にあった相談窓口を紹介しています。

- ・債務整理についての相談 → 裁判所、弁護士会、司法書士会など
- ・法外な金利や脅迫的な取り立ての相談 → 各警察署
- ・県知事登録貸金業者に係る苦情相談 → 各地方局商工労政課・愛媛県経営支援課
- ・無料法律相談・弁護士費用などの立て替えをしてくれる場合がある（収入制限）→ 法テラス

## 【消費生活に関する相談窓口】

- 市役所商工観光課商工観光第1係 ☎24-2111（内線535）  
 長浜支所総務商工課 ☎52-1111（内線17）  
 肱川支所総務商工課 ☎34-2311（内線210）  
 河辺支所総務商工課 ☎39-2111（内線121）  
 愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700

（平成19年4月1日から県における消費生活相談窓口は、消費生活センターに集約されました。）

## 県の木造住宅に対する助成制度について （愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度）

県は、地域材を利用した木造住宅の建設・購入に対し積極的に支援を行っています。本県は、全国有数の林産県であることから、県産材の利用促進は地域産業活性化だけでなく、地域環境保全にもつながる県の重要課題の一つであると考えています。住宅建設・購入の際には、ぜひ本制度の活用をご検討ください。

### 【概要】

自らが居住するために、一戸建ての対象住宅を県内で新築・購入される方が、住宅主要部材に50%以上の地域材を利用し、指定金融機関から融資を受ける場合に、最長で5年間の利子補給が受けられる制度です。

### 【申し込み】

・本制度のお申し込みは、指定金融機関での資金申し込みと同時にを行います。  
 ・建売住宅では、建売事業者があらかじめ各種証明などを準備しておく必要があります。

### 【対象となる融資】

指定金融機関の融資（自己資金や共済資金などは対象外となります。）

### 【対象住宅】

・地域材を主要部材に50%以上

### 使用する木造住宅

- ・在来工法または枠組壁工法で建設される木造住宅
- ・県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅
- ・住宅部分の床面積が70㎡以上280㎡以下の木造住宅

### 【その他】

「えひめ地域木造住宅基準」適合住宅には、利子補給の加算制度もあります。制度申し込み前に、地方局建設部または土木事務所における設計審査を受けてください。

### 【問い合わせ先】

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

☎089-941-2779